

議案第12号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第4条」に改める。

第5条の見出し中「、休息時間」を削り、同条第1項中「45分」を「、1時間」に、「置くものとし、業務に支障がない限り、勤務時間4時間につき15分の休息時間を置くものとする」を「置くものとする」に改める。

第5条中第5項を第7項とし、同条第4項中「、休息時間」を削り、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、条例第4条第2項に規定する休憩時間変更の適用を受ける場合には、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条に規定する職員については、同条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

規則改正案の概要説明

教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成18年12月議会において、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正する条例が議決され、平成19年4月1日から休憩時間が廃止されることとなった。
- (2) 平成19年2月議会において、休憩時間の廃止と併せて休憩時間を45分間から1時間に拡大する条例の一部改正案が提案されている。
- (3) 2月議会提案の条例改正案において、学校等の業務の運営並びに育児や介護を行う等、職員の健康及び福祉を考慮して必要がある場合には、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を45分に短縮することができる特例措置が設けられている。
- (4) 以上のことから、沖縄県教育委員会の所管する職員の休憩時間の廃止及び休憩時間の見直しを行うため、本規則を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育庁本庁に勤務する職員、教育庁教育事務所、実習船運営事務所、学校を除く教育機関に勤務する職員について、休憩時間は原則として1時間とする。（規則第5条第1項関係）
- (2) 公立学校に勤務する職員については、学校の業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を45分に変更するものとする。（規則第5条第3項関係）
- (3) 育児や介護を行う等、職員の健康及び福祉等を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を45分に変更することができる。（規則第5条第2項関係）
- (4) この規則は、平成19年4月1日から施行する。

4 参考資料

- (1) 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を改正する条例案
- (2) 休憩時間の廃止及び休憩時間の見直しについて（概要）

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「条例」という。）第2条第2項から第4条までの規定に基づき、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する必要な事項を定めるものとする。
(本庁職員の勤務時間)	(本庁職員の勤務時間) 第2条 沖縄県教育庁の本庁に勤務する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等は、知事部局の本庁に勤務する職員の例による。 2 沖縄県教育庁の本庁に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が勤務時間の割り振りを定める。
(公立学校職員の勤務時間)	(公立学校職員の勤務時間) 第3条 公立学校に勤務する職員（県立学校職員並びに市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含む。以下同じ。）の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長（学校給食法第5条の2に規定する施設に勤務する職員にあっては、当該施設の長。以下同じ。）が勤務時間の割り振りを定める。 2 公立学校に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前項の規定にかかるらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、学校の種類並びに授業、研究及び指導等の特殊の必要に応じ、校長が勤務時間の割り振りを定める。

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表		
	改 正	案 行
(各機関の職員の勤務時間)		
第4条	略	
<p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であつて沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立博物館、沖縄県立埋蔵文化財センター、沖縄県立青年の家及び沖縄県立少年自然の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり40時間とし、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。</p> <p>3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり40時間とし、教育長が別に定めるところにより実習船運営事務所長が勤務時間の割り振りを定める。</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超過しない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内とし、各機関の必要に応じ、各機関の長が勤務時間の割り振りを定める。</p>		
(休憩時間、休息時間及び週休日)		
第5条	前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときは、 <u>1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</u>	
<p>(休憩時間、休息時間及び週休日)</p> <p>第5条 前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときは、<u>1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</u></p>		
(休憩時間及び週休日)		
第5条	前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、1日の勤務時間が6時間を超えるときは、 <u>1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。</u>	

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
2 前項の規定にかかわらず、前3条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、条例第4条第2項に規定する休憩時間変更の適用を受ける場合には、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。	2 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項に規定する職員については、日曜日に及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。
3 第1項の規定にかかわらず、第3条に規定する職員については、同条の規定により勤務時間の割り振りを定める場合において、45分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。	3 前3条第1項に規定する職員のうち前項の規定により難い職員及び前条第2項に規定する職員については、毎4週間につき8日（8日とすることが困難な場合は、人事委員会の承認を得て定めた日数）を週休日とする。
4 第2条第1項、第3条第1項及び前条第1項に規定する職員については、日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。	4 前条第3項に規定する職員についての休憩時間、休息時間及び週休日については、教育長が別に定める。
5 前3条第1項に規定する職員のうち前項の規定により難い職員及び前条第2項に規定する職員については、毎4週間につき8日（8日とすることが困難な場合は、人事委員会の承認を得て定めた日数）を週休日とする。	5 教育長、校長及び各機関の長は、第2条第2項、第3条第2項及び第4条第4項に規定する再任用短時間勤務職員について、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
6 前条第3項に規定する職員についての休憩時間及び週休日については教育長が別に定める。	6 (割り振りの届出) 第6条 第3条及び第4条の規定により、校長及び各機関の長が勤務時間の割り振りを定めたときは、教育長（市町村立学校においては、当該市町村教育委員会教育長及び当該学校の所在する地区を管轄する教育事務所長）に届け出なければならない。
7 教育長、校長及び各機関の長は、第2条第2項、第3条第2項及び第4条第4項に規定する再任用短時間勤務職員について、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	7 (補則) 第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成14年3月30日教育委員会規則第5号) この規則は、平成14年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にいかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p> <p>3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一齊に与えないことができる。</p> <p>4 任命権者は、第6条の規定により、時間外勤務を命じた場合は、その勤務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くことができる。</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第4条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならぬ。</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にいかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p> <p>3 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一齊に与えないことができる。</p> <p>4 任命権者は、第6条の規定により、時間外勤務を命じた場合は、その勤務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くことができる。</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

別紙

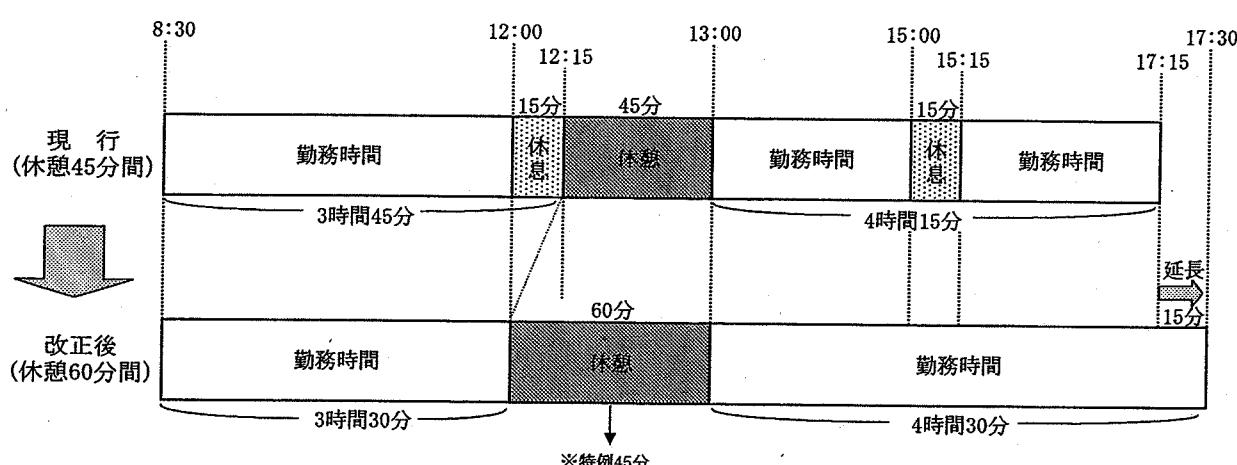
休息時間の廃止及び休憩時間の見直しについて（概要）

- (1) 休息時間を廃止する。
- (2) 休憩時間を1時間とする。但し、学校の業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、公立学校に勤務する職員については45分間とする。
(勤務時間等の割り振り)
①教育庁本庁職員は、知事部局職員の例により正午から午後1時までの1時間とする。
②公立学校職員は、校長又は施設長が割り振る。（特例で休憩45分に変更）
③出先、学校を除く教育機関に勤務する職員は、各機関の長が割り振る。（休憩1時間）
- (3) 終業時刻を15分繰り下げる。但し、公立学校に勤務する職員については、現行どおり予定。
- (4) 休息時間の廃止については、沖縄県議会12月定例会で条例が一部改正され、平成19年4月1日から施行する。
休憩時間の見直しについては、沖縄県議会2月定例会で条例を一部改正予定（特例措置）。条例改正に合わせ、教育委員会規則を一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

休憩時間見直し等イメージ図

1. 教育庁本庁、出先及び学校を除く教育機関における勤務時間割り振りの例

※育児や介護等職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認められる場合は45分に変更することができる。



2. 公立学校における勤務時間割り振りの例

